

第五十八條第百十二項中、「製作された自動車」の下に、「及び同項の自動車であつて同項の表の第二号に掲げるものうち、平成十七年八月三十一日以前に製作された自動車」を加え、及び第八十二項を、「第八十二項及び第九十項」に改め、同条第百十三項中、「製作された自動車」の下に、及び同項の自動車であつて同項の表の第二号に掲げるものうち、平成十七年八月三十一日以前に製作された自動車」を加え、及び第八十二項を、「第八十二項及び第九十項」に、並びに「を、第三十一條第十三項の自動車であつて同項の表の第一号に掲げるもの」に改め、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車」の下に、並びに同項の自動車であつて同項の表の第二号に掲げるものうち、輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十六年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、附則第二条（道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の改正規定に限る。）の規定は公布の日から、第二条及び附則第三条の規定は平成十五年十月一日から、第三条の規定は平成十六年十月一日から施行する。（道路運送車両法施行規則の一部改正）

第二条 道路運送車両法施行規則の一部を次のように改正する。

第六十二条の四の「第二条第三号」を「第二条第五号」に改める。

第六十三条の「第二条第四号」を「第二条第六号」に改める。

第二条 道路運送車両法施行規則の一部を次のように改正する。

附則に次の三項を加える。

105 道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（平成十二年運輸省令第三十一号による改正後の道路運送車両の保安基準（次項から附則第七項までにおいて「平成十二年改正新令」といふ。）第五十八條第百十項の規定の適用を受ける自動車について新規検査又は予備検査を申請する者に対する第三十六條第五項（第四十二條第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第三十六條第五項第三号中、「同項」とあるのは、「同令第五十八條第百十項（同項第一号に係る部分を除く。）とする。

106 平成十二年改正新令第五十八條第百十一項の規定の適用を受ける自動車について新規検査又は予備検査を申請する者に対する第三十六條第五項（第四十二條第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第三十六條第五項第四号中、「同項」とあるのは、「同令第五十八條第百十一項（同項第一号に係る部分を除く。）とする。

107 平成十二年改正新令第五十八條第百十一項の規定の適用を受ける自動車に備える装置型式指定規則第二条第六号の一酸化炭素等発散防止装置に対する第六十三條の規定の適用については、同項第三号中、「同項並びに同条第十四項及び第二十一項」とあるのは、「同条第二十一項（同項第一号に係る部分を除く。）及び同令第五十八條第百十一項」とある。

第四条 道路運送車両法施行規則の一部を次のように改正する。

附則第百五項中、「附則第七項」を「附則第百十項」に改め、附則に次の三項を加える。

108 平成十二年改正新令第五十八條第百十二項の規定の適用を受ける自動車について新規検査又は予備検査を申請する者に対する第三十六條第六項（第四十二條第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第三十六條第六項中、「に掲げる基準」とあるのは、「に掲げる基準（同令第三十一條第十二項の規定により運輸大臣の指定を受けた自動車にあつては、同令第五十八條第十二項（同項第二号に係る部分を除く。）に掲げる基準」とする。

109 平成十二年改正新令第五十八條第百十三項の規定の適用を受ける自動車について新規検査又は予備検査を申請する者に対する第三十六條第六項（第四十二條第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第三十六條第六項中、「に掲げる基準」とあるのは、「に掲げる基準（同令第三十一條第十三項の規定により運輸大臣の指定を受けた自動車にあつては、同令第五十八條第百十三項（同項第二号に係る部分を除く。）に掲げる基準」とする。

110 平成十二年改正新令第五十八條第百十三項の規定の適用を受ける自動車に備える装置型式指定規則第二条第六号の一酸化炭素等発散防止装置に対する第六十三條の規定の適用については、同項第五号中、「同項並びに同条第十四項及び第二十一項」とあるのは、「同条第二十一項（同項第一号に係る部分を除く。）及び同令第五十八條第百十三項」とする。

告 示

○総理府告示第四十七号

電源開発促進法（昭和二十七年法律第二百八十三号）第三条第二項並びに電源開発促進法施行令（昭和二十七年政令第三百五十五号）第二条、第三条及び第五条の規定に基づき、平成十二年度の電源開発基本計画及び添付事項を次のとおり公表する。

平成十二年九月五日

内閣総理大臣 森 喜朗

1 電源開発基本計画

(1) 長期の電源開発の目標

平成12年度から平成21年度に至る電力供給の安定確保を図るため、この間に運転開始させることが必要な一般電気事業用発電施設の規模

(単位：万kW)

年度	原動力										計
	平成12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	
水	45	7	7	30	46	48	88	35	107	167	580
火	517	335	446	365	388	287	246	238	150	464	3,435
原	0	83	0	0	138	246	138	276	91	291	1,263
計	562	424	453	396	571	581	472	549	348	922	5,278

(注) 四捨五入のため合計が合わないことがある。

(2) 平成12年度の電源開発計画

① 原動力別の発電施設の最大出力及び開発所要資金

事業者別	原動力別	新規の別		最大出力 (万kW)	総工事費 (億円)	平成12年度 支出予定額 (億円)
		新規	規			
水	力	新	規	0	0	0
		続	続			
		計	計			
				1,120	24,827	1,244
				1,120	24,827	1,244